

# 宇美町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

実施状況報告（平成 30 年度報告）

令和 2 年 3 月



## 目 次

I	計画の基本的事項	2
II	平成 30 年度の温室効果ガス排出量	5
III	平成 30 年度のエネルギー及び資源の使用量	7
IV	これまでの取り組み	9
V	地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の最終目標に向けて	10

## I 計画の基本的事項

宇美町では、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づき、町が行う事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に向けた様々な取組と、地球温暖化対策を積極的に推進することを目的として、平成31年3月に「宇美町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

この本計画の策定により、温室効果ガス排出量の削減目標の設定と、目標達成に向けた取り組みを実施しています。

### 1. 本計画の期間と削減目標

本計画の期間は、2023年度（短期的目標年度）の温室効果ガス排出量を、2013年度比（基準年度）とし、削減目標20%とします。また、2030年度（目標年度）の温室効果ガス排出量を、同基準年度から40%を超える削減量とします。

#### 【温室効果ガス算定方法】

温室効果ガス排出量の算定方法は次のとおり（実行計画16ページ）

$$\text{各温室効果ガスの排出量} = (\text{排出要因ごとの活動量}) \times (\text{排出係数})$$

### 2. 計画の対象となる温室効果ガス

温対法第2条第3項に掲載されている7種類のガスのうち、温対法に基づく実行計画（事務事業編）では6種類のガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーカーフルオロカーボン、六ふつ化硫黄）を算定対象としています。

このうち本計画では、活動量データの得られる二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンを対象とします。

### 3. 本計画の対象とする範囲（事務・事業及び活動）

本計画は、町が所有するすべての施設（次表）及び町の組織で行う事務・事業及び活動を対象としています。

○対象とする町所有の施設（平成 30 年度末）※現在の組織体制と異なることがあります。

番号	大分類	中分類	施設名称	所管課
1	町民文化施設	集会施設	中央公民館	
2			地域交流センター	
3	社会教育系施設	博物館等	歴史民俗資料館	
4	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	武道館	社会教育課
5			寺浦運動広場	
6			勤労者体育センター	
7			総合スポーツ公園	
8			宇美南市民センター	
9			住民福祉センター	
10			天ヶ熊多目的運動場	
11			原の前スポーツ公園	
12			林崎運動公園	
13	産業系施設	産業系施設	研修所（まなびや・うみ）	
14	学校教育系施設	学校	宇美小学校	学校教育課
15			宇美東小学校	
16			原田小学校	
17			桜原小学校	
18			井野小学校	
19			宇美中学校	
20			宇美東中学校	
21			宇美南中学校	
22	子育て支援施設	保育施設	早見保育園	子育て支援課
23			原田保育園	
24			貴船保育園	
25			柳原保育園	
26	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	老人福祉センター	福祉課
27		児童福祉施設	働く婦人の家（し～ず・うみ）	まちづくり課
28			こども療育センター（すくすく）	子育て支援課
29		その他社会保健施設	健康福祉センター（うみハピネス）	健康づくり課
30	行政系施設	庁舎等	庁舎	財産活用課
31	供給処理施設	供給処理施設	衛生センター	環境課
32			上下水道課施設（障子岳浄水場）	上下水道課

## 4. 進行管理の方法

### (1) カーボン・マネジメント体制

宇美町地球温暖化対策推進委員会設置要綱に基づき設置した組織で、副町長、各課等の長（以下「委員」という。）で構成します。

宇美町地球温暖化対策推進委員会（以下「委員会」という。）には委員長及び副委員長を置き、委員長は副町長が就任、副委員長は委員の中から委員長が指名することとします。

委員会は、本計画の策定、見直しを行うとともに、計画の策定後には推進及び進行管理を行います。

また、計画の実行においては各課に1名程度の担当者（以下「各課担当者」という。）を選任し、各課担当者よりなる推進部会を設置します。

推進部会では、各課、各施設での具体的な取組項目の職員への周知と推進を図るとともに、定期的に実施状況を把握します。

### (2) 実行計画の進行管理

次の①～④によるPDCAサイクルにより進行の管理を行っていきます。

#### ①実行計画の策定（Plan）

宇美町地球温暖化対策推進委員会（以下「委員会」という。）において温室効果ガス排出量の削減目標を達成するための取り組み内容等の作成と体制の確認を行います。

#### ②実行計画の実施（Do）

計画を実行するにあたり、委員会の委員は各課担当者を選び、委員長がこれを指名して推進部会を立ち上げます。各課担当者及び職員は「具体的な取組」に示された環境配慮行動を着実に実施します。

#### ③実施状況の点検・評価（Check）

各課担当者は「点検調査票」を用いて各施設のエネルギー使用量と、各課の取組の実施状況を把握し、担当課を通して委員会へ報告します。

#### ④実施計画の公表・取組みの見直し（Action）

委員会での意見を踏まえ、委員は所管で次年度に行うべき取組内容の見直しを行い、次回からの取組内容に反映させます。

## II 平成 30 年度の温室効果ガス排出量

2013 年度（基準年度）における温室効果ガス排出量

2, 846 (t-CO<sub>2</sub>)



2018 年度（平成 30 年度）の事務事業に伴う温室効果ガス排出量

2, 231 (t-CO<sub>2</sub>)

平成 30 年度の温室効果ガス総排出量は、基準年度比で約 21% の削減を達成しました。

温室効果ガスの要因となる二酸化炭素の削減については、地域交流センター（図書館）の太陽光パネルの故障や、衛生センターの水処理施設稼働量増があったものの、本計画の「各施設の省エネルギーへの取組み（本計画 P25 ⑤ 3)各施設の取組の意向と効果」と、「職員の環境配慮行動（本計画 P34 ⑥具体的な取組）」の実施により、排出が削減されました。

また、電気事業者の低炭素化の取組みにより、1 kWh の電気を作り出す際の排出係数の減少も、二酸化炭素排出量の削減になりました。

※二酸化炭素排出量は、平成 28 年度実績用の係数により算定した。

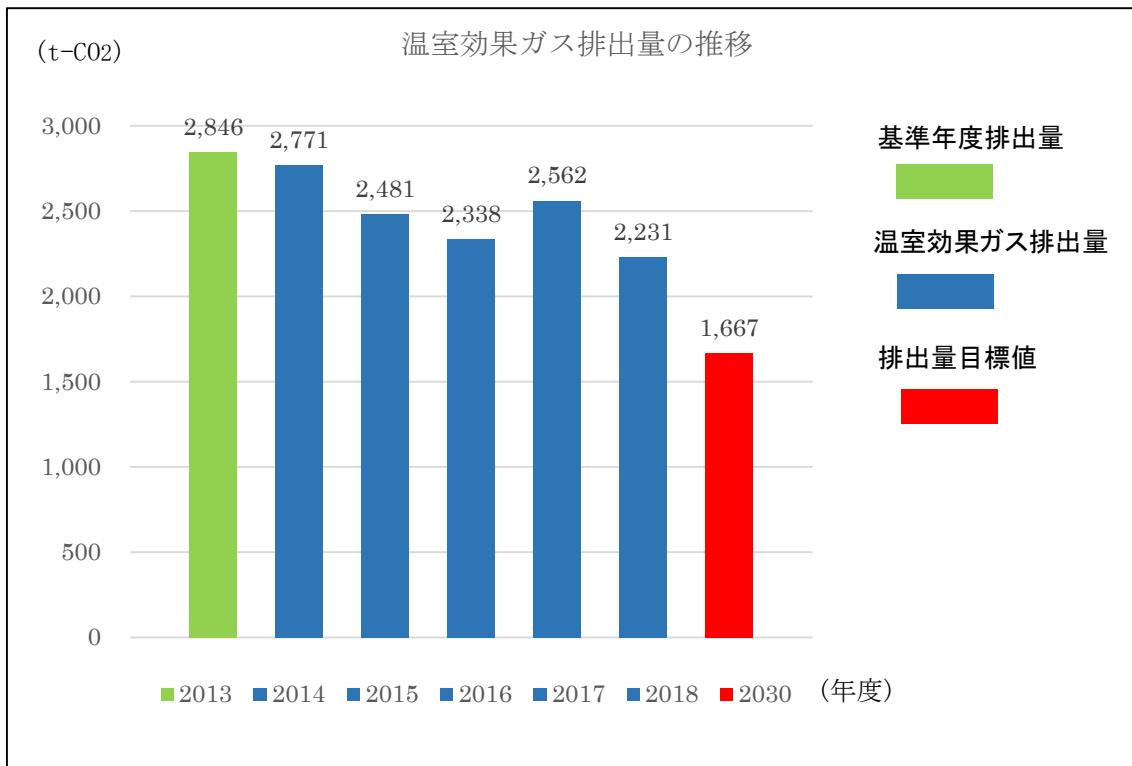
※電気事業者の排出係数・・・特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量算定に関する省令第 2 条第 4 項に基づく電気事業者別の各年度の実排出係数を用いる。

●温室効果ガス総排出量

(t-CO<sub>2</sub>)

温室効果ガスの種類	2013年度 (基準年度)	2018年度	増減率	構成比率
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	2,839	2,224	-21.6%	99.686%
メタン(CH <sub>4</sub> )	3	3	0.0%	0.134%
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	3	3	0.0%	0.134%
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	1	1	0.0%	0.045%
合計	2,846	2,231	-21.6%	100% ※端数調整後

●温室効果ガスの推移



### III 平成 30 年度のエネルギー及び資源の使用量

平成 30 年度（2018 年度）のエネルギー使用量については次のとおりです。

種 別	2013 年度 (基準年度)	2017 年度	2018 年度	増 減 率	
				(前年度比)	(基準年度比)
電気 (kWh)	4,102,696.6	4,498,709.5	4,146,793.0	-7.8%	1.1%
ガソリン (ℓ)	19,952.4	17,019.9	18,346.2	7.8%	-8.1%
軽油 (ℓ)	4,298.7	2,801.8	3,799.6	35.6%	-11.6%
灯油 (ℓ)	12,534.5	13,151	9,394	-28.6%	-25.1%
A 重油 (ℓ)	39,500	22,200	16,800	-24.3%	-57.5%
LPG (kg)	42,849.1	39,462.9	33,803.7	-14.9%	-21.1%

#### （1）電気使用量について

宇美町の事務・事業に伴う電気使用量は、基準年度比 1.1% 増となりました。

施設別で見ると、地域交流センター（図書館）と衛生センターの水処理施設の電気使用量が増加した一方、その他のほとんどの施設で電気使用量を削減することができたため、結果、若干の増加となりました。

#### （2）ガソリン使用量について

宇美町の事務・事業に伴うガソリン使用量は、基準年度比 8.1% 減となりました。

本計画の具体的な取組みにより、燃料使用量を削減できたことが主な要因です。

#### （3）軽油使用量について

宇美町の事務・事業に伴う軽油使用量は、基準年度比 11.6% 減となりました。

衛生センターで使用する重機の稼働率が減少したことが主な要因です。

(4) 灯油使用量について

宇美町の事務・事業に伴う軽油使用量は、基準年度比 25.1% 減となりました。

学校施設、保育施設における使用量を削減できたことが主な要因です。

(5) A 重油使用量について

宇美町の事務・事業に伴う A 重油使用量は、基準年度比 57.5% 減となりました。

老人福祉センター、保育園、庁舎の使用量を削減できたことが主な要因です。

(6) LPG 使用量について

宇美町の事務・事業に伴う LPG 使用量は、基準年度比 21.1% 減となりました。

全体の約 5 割を占める庁舎、学校施設の使用量を削減できたことが主な要因です。

### III これまでの取り組み

宇美町では、2013年度以降、独自の省エネ対策や、町内施設照明のLED化等の取り組みを順次進めています。

#### 【省エネ設備の導入】

- ・太陽光発電設備の導入
- ・LED 照明へ順次更新
- ・節水型器具・自動水洗・自動洗浄装置の導入
- ・エネルギー損失の少ないコンデンサーへの変更
- ・空調機器の更新（順次）
- ・デマンド制御の導入検討（電力デマンドの削減による契約電力の変更）

また、職員の日常的な行動を見直し、エネルギー使用量の削減に継続して取り組んでいます。

#### 【職員の取組み】

- ・全職員対象に取組みチェックを実施
- ・空調機器の適正な温度管理や、フィルター等の清掃・点検
- ・照明機器の適正な運用として、昼休みの消灯といった不必要的照明の消灯
- ・再生紙を使用、両面印刷、縮小機能を利用する
- ・各種資料の共有化、データベース化による用紙使用量の削減
- ・環境配慮型製品に認定または登録された商品の購入
- ・緑のカーテン（壁面緑化）の活用
- ・クールビズ・ウォームビズの実施
- ・公用車のエコ運転の徹底

## IV 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の最終目標に向けて

2013年度から2030年度までの計画期間中、短期的目標年度（2023年度）の温室効果ガスの削減目標を達成できる見込みとなりましたが、目標年度（2030年度）の削減目標を達成するため、引き続き本計画に基づいた取組みを実施し、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでまいります。

## 宇美町地球温暖化対策実行計画年次報告書

令和2年3月  
宇美町 環境農林課 環境衛生係

〒811-3304 福岡県糟屋郡宇美町宇美5丁目1番1号  
電話 092-932-1111（代表）  
FAX 092-933-7512  
メール kankyouinourin@town.umi.lg.jp